

第 2 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備等

第 2 章 避難、救援、武力攻撃災害への対処
に関する備え

第 3 章 物資・資材の備蓄、施設の整備

第 4 章 国民保護に関する啓発

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市の組織・体制の整備

国民保護措置を迅速・的確に実施するには、市の組織や体制、職員の配置、服務基準等の整備を図る必要があることから、市は、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

1 市の平素の業務

市の各部室課等は、国民保護措置を迅速・的確に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部等における平素の業務】

名 称	平 素 の 業 務
生 活 安 全 部	1 国民保護に関する総合調整に関すること 2 国民保護協議会の運営に関すること 3 国民保護計画の見直し・変更に関すること 4 国民保護措置に関する組織、体制の整備・充実の推進・総括に関すること 5 武力攻撃事態等における非常配備態勢の整備に関すること 6 通信体制の整備に関すること 7 国民保護措置に関する物資、資機材等の備蓄、確保に関すること 8 国民保護に係る普及・啓発及び訓練、教育に関すること 9 指定地方行政機関、自衛隊、東京都、指定公共機関、指定地方公共機関、区市町村等との連絡調整に関すること 10 各部との連絡調整、情報収集の総括等に関すること 11 安否情報の収集及び連絡体制の整備に関すること 12 警報の内容・避難の指示の伝達体制、避難実施要領、防災行政無線の整備に関すること 13 特殊標章等の交付・許可に関すること 14 国、都、他区市町村等への職員の派遣要請の準備に関すること 15 業務継続計画（BCP）に関すること 16 他の部等の所管に属さないこと（※）
都 市 戦 略 部	1 国民保護に係る広報に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること
総 合 経 営 部	1 他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること 2 国、都への陳情等に関すること 3 国民保護に係る広聴に関すること 4 業務継続計画（BCP）に関すること
デ ジ タ ル 推 進 室	1 被災情報の収集、伝達の協力に係る体制の整備に関すること

第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等

市 民 活 動 推 進 部	1 避難住民の誘導に係る体制の整備に関する事 2 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関する事 3 避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関する事 4 外国人の保護、支援に係る体制の整備に関する事 5 市民活動団体（NPO等）への支援に関する事 6 町会・自治会等に関する事 7 女性の視点に立った支援に関する事 8 滞留者の対応に係る協力のための体制の整備に関する事 9 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
総 務 部	1 職員の安否確認、動員及び服務に係る事前の整備に関する事 2 職員の給与、食事、宿泊、健康管理等に係る事前の整備に関する事 3 武力攻撃事態等における広報への協力に係る体制の整備に関する事 4 国民保護関係法規に関する事 5 国、都、他区市町村からの武力攻撃災害等派遣職員の受入れに係る事前の整備に関する事 6 国民の権利利益の救済に係る手続きの整備に関する事 7 特殊標章等の交付・許可の協力に関する事 8 国民保護措置の実施に当たり、生活安全部の応援のための体制の整備に関する事
契 約 資 産 部	1 本庁舎における警戒等の予防対策に関する事 2 車両その他運送手段の確保体制、配車計画等の整備に関する事 3 市有建物（他の部等に属するものを除く。）の警戒等の予防対策に関する事 4 国民保護措置に係る物品の調達体制及び工事等の計画の整備に関する事
財 政 部	1 国民保護関係の予算、その他財務に関する事 2 被害状況の調査及び家屋の被害認定調査の実施に関する事 3 災害関連情報の整理及び提供に関する事 4 被害等に関する調査の総合調整に関する事 5 罹災証明等の発行に関する事 6 租税の減免等に関する事
市 民 部	1 安否情報の収集体制の整備に関する事 2 行方不明者の捜索に係る体制の整備に関する事 3 事務所における被災者の対応に係る体制の整備に関する事 4 遺体の収容及び埋火葬に係る体制の整備に関する事 5 滞留者対策に係る体制の整備に関する事 6 所管施設の警戒等の予防対策に関する事

第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等

福祉部	1 要配慮者の救援、安全確保及び支援に係る体制の整備に関すること 2 ボランティア（他の部等が所管するものを除く）の事前登録、受入れ及び派遣に係る体制の整備に関すること 3 日本赤十字社との連絡調整に関すること（医療に関するものを除く） 4 義援金の受領及び配分に係る体制の整備に関すること 5 所管施設の警戒等の予防対策に関すること
健康医療部	1 医療に係る体制の整備に関すること 2 医師会等の医療関係機関との連絡調整に関すること 3 医療資器材、薬品等の調達に係る体制の整備に関すること 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること（医療に関するものに限る） 5 滞留者の対応の協力に関する体制の整備に関すること 6 防疫に係る体制の整備に関すること 7 動物対策に関すること 8 所管施設の警戒等の予防対策に関すること
子ども家庭部	1 乳幼児及び入所児童の救助救援、保護及び安否確認等に係る体制の整備に関すること 2 乳幼児及び児童に係る相談体制の整備に関すること 3 他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること 4 所管施設の警戒等の予防対策に関すること
産業振興部	1 食品、生活物資その他救援物資の確保、調達及び配分に係る体制の整備に関すること 2 観光客等の避難誘導及び安全確保に係る体制の整備に関すること 3 農林業、商工業、観光施設等の被災状況の調査等に係る体制の整備に関すること 4 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関すること 5 事業所防災対策（BCP事業継続計画策定支援を含む）に関すること 6 所管施設の警戒等の予防対策に関すること
環境部	1 環境保全及び回復に係る体制の整備に関すること 2 消毒等防疫対策に係る体制の整備に関すること 3 所管施設の警戒等の予防対策に関すること
資源循環部	1 ごみ・がれきの収集及び処理に係る体制の整備に関すること 2 遺体の搬送に係る体制の整備に関すること 3 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送に係る体制の整備に関すること 4 応急給水の実施の協力に係る体制の整備に関すること 5 所管施設の警戒等の予防対策に関すること
水循環部	1 し尿の収集及び処理に係る体制の整備に関すること 2 応急給水に係る体制の整備に関すること 3 仮設トイレの設置及び管理に係る体制の整備に関すること 4 所管施設の警戒等の予防対策に関すること

第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等

都 市 計 画 部	1 都市の復旧・復興に係る体制の整備に関する事 2 交通対策に係る総合調整に関する事 3 交通情報の収集・提供に係る体制の整備に関する事 4 代替交通手段の確保に係る体制の整備に関する事 5 災害時のヘリポート開設に係る体制の整備に関する事
拠 点 整 備 部	1 交通情報の収集・提供に係る体制の整備に関する事 2 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関する事
ま ち な み 整 備 部	1 住宅対策に関する事 2 危険建物、危険区域等の安全確保に関する事 3 応急仮設住宅等の募集、選定及び入居者管理に係る体制の整備に関する事 4 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関する事 5 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
道 路 交 通 部	1 道路、堤防、橋りょうの保全に関する事 2 住家、河川、道路等における障害物の除去に係る体制の整備に関する事 3 危険建物、危険区域等の安全確保に係る体制の整備に関する事 4 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送に係る体制の整備に関する事 5 滞留者の対応の協力に係る体制の整備に関する事 6 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
会 計 部	1 現金及び物品の出納及び保管に関する事
学 校 教 育 部	1 避難住民の誘導に係る体制の整備に関する事 2 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関する事 3 学校施設等の警戒等の予防対策に関する事 4 児童及び生徒の安否確認等に係る体制の整備に関する事 5 児童及び生徒の避難誘導、安全確保に係る体制の整備に関する事 6 避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関する事 7 滞留者の対応の協力に係る体制の整備に関する事 8 国民保護に係る教育に関する事
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部	1 避難住民の誘導に係る体制の整備に関する事 2 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関する事 3 避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関する事 4 滞留者の対応の協力に係る体制の整備に関する事 5 臨時ヘリポート開設に係る体制の整備に関する事 6 国民保護措置に係る学校教育部の応援のための体制の整備に関する事 7 文化財の保護に係る体制の整備に関する事 8 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
議 会 事 務 局	1 市議会との連絡調整に関する事 2 他の部等に対する応援のための体制の整備に関する事

監 査 事 務 局	1 他の部等に対する応援のための体制の整備に関する事
選挙管理委員会事務局	1 他の部等に対する応援のための体制の整備に関する事
消 防 団	1 避難の指示の伝達に係る体制の整備に関する事 2 避難住民の誘導に係る体制の整備に関する事 3 被災情報の収集及び伝達の協力のための体制の整備に関する事 4 行方不明者等の捜索に係る体制の整備に関する事 5 災害の防御に係る体制の整備に関する事

※ 国民保護に関する業務の総括、各部室課間の調整、企画立案等については、生活安全部が行う。

【参考】東京消防庁（消防署）の平素の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第九消防方面本部 八王子消防署	1 消防活動体制の整備に関する事 2 通信体制の整備に関する事 3 情報収集・提供体制の整備に関する事 4 装備・資機材の整備に関する事 5 特殊標章の交付・管理に関する事（※） 6 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関する事 7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事 8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関する事 9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事

※ 東京消防庁職員に限る。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合に、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえ、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

体制の確保に当たっては、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることに留意する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定無	市の全部室課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①危機管理連絡体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		②危機管理本部
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④災害対策本部
事態認定有	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部室課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①危機管理連絡体制
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②危機管理本部
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③国民保護対策本部

※ ①は「危機管理責任者設置要綱」、②は「危機管理本部設置要綱」に基づく体制。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①危機管理連絡体制	防災課職員及び各部危機管理責任者（部の庶務担当課長）、危機管理連絡員（部の庶務担当主査又は部長が指名する主査）
②危機管理本部	状況に応じて、八王子市地域防災計画第3編（震災応急対策計画）第1章（応急活動体制）第5節（職員の配備）の「1 配備態勢」で定める第1非常配備態勢又は第2非常配備態勢を準用する。
③国民保護対策本部 ④災害対策本部	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

※ ③と④は、基本的に同内容の措置を実施する。

(4) 部課長等への連絡手段の確保

市の部課長及び防災課職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常に携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

(5) 部課長等の参集が困難な場合の対応

部課長等が、交通の途絶や被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長の代替職員については、次のとおりとする。

【市国民保護対策本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長（市長）	生活安全部担当副市長	生活安全部担当外副市長	教育長

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等、市国民保護対策本部（以下「市保護本部」という。）を市庁舎内に設置できない場合に備え、市保護本部の予備施設（地域防災計画に準ずる。）を次のとおり指定する。

○ 第1位	大横保健福祉センター	大横町 11-35	TEL 625-6501
○ 第2位	東浅川保健福祉センター	東浅川町 551-1	TEL 667-1331
○ 第3位	芸術文化会館（いちょうホール）	本町 24-1	TEL 621-3001

(7) 交代要員等の確保等

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市保護本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食糧、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

市は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに市は、武力攻撃事態等における消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとに、以下のとおり担当部を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

種 類	項 目	担当部
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	産業振興部 総務部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	産業振興部 総務部
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	関係各部 総務部
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)	関係各部 総務部
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (法第 70 条第 1・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	生活安全部 総務部
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		総務部
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)		総務部

第2節 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たっては、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、市は、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けるなど、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話〈FAX〉番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として都と協議し、役割分担を明らかにする。

(5) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において避難住民の誘導等を円滑に行うとともに、市道の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警視庁（警察署）と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定について必要な見直しを行うことなどにより、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資・資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部委託のための準備

市は、武力攻撃事態において国民保護措置実施のために事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市町村等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう専門的な知見を有する機関の把握に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資・資材の供給や避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所での武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策を支援するよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者や事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画の作成指導などについて、必要に応じて協力する。

5 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織や町会・自治会等のリーダーに対する研修等を通じて、自主防災組織等の活性化と充実を図るとともに、自主防災組織等相互、消防団、市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための資機材の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を迅速・的確に実施するためには、通信の確保が重要であることから、市の非常通信体制の整備等について、次のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会^(*)との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時も情報の収集・提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えた非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知・伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集・整理し、関係機関や住民への情報の提供等を適時・適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集・整理、提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

^(*) 電波法に基づく総務大臣の下部機関として、地震、台風などの非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援などに必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的とした組織

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る
	・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時や途絶時、庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した関係機関との実践的通信訓練（非常用電源を利用するなど）の実施を図る
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を加味して実施時間や電源の確保等の条件設定を行い、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う
	・無線通信系の通信輻輳時の混信対策等に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る
	・担当する職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、各担当者が被害を受けた場合に備え、他の職員が円滑に代行できるような体制の構築を図る
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等への情報の伝達に際し援護を要する者や、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合、民生委員や社会福祉協議会、国際関係市民団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等に対する伝達に配慮する。

また、警察、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

警報の伝達に当たっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、J-ALERT（全国瞬時警報システム）^{1（*）}を介して警報が住民へ迅速かつ確実に伝達されるよう、受信設備及び伝達体制等の管理、整備等を行う。

(3) 住民等への情報伝達手段の整備

市は、携帯電話メールサービス（緊急速報メール等）、ソーシャルメディア等の多様な情報伝達手段を活用するとともに、新たな情報伝達手段の整備に努める。

(4) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が迅速・的確に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定めるとともに、各々の施設管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街
- ・大規模集合住宅 など

また、市の地域特性を踏まえ、次に掲げる人々や施設についても伝達体制を検討する。

- ・八王子駅周辺の中心市街地の買い物客
- ・高尾山等を訪れている観光客
- ・市内の大学に通う学生
- ・老人ホームや通所施設等の福祉施設

市は、都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関

^{（*）} 対処に比較的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市の同報系防災無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

する指導・助言に協力する。

(7) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集・提供に必要な準備

(1) 安否情報収集・提供のための体制整備

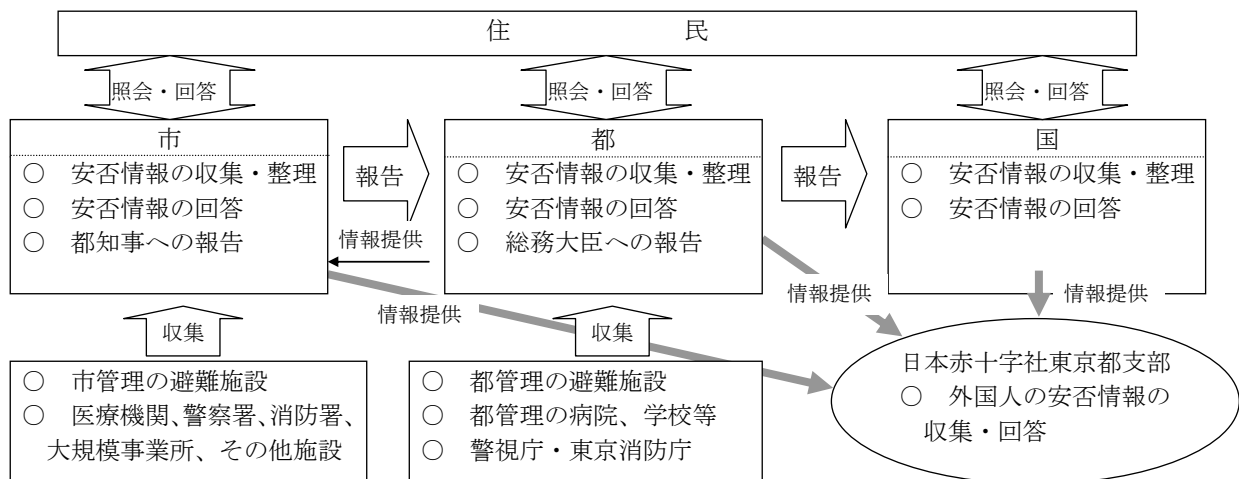
市は、安否情報（以下参照）の収集、整理、報告、提供を円滑に行うことができるよう、それぞれの責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を実施する。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】（参考：安否情報収集様式 P108、109）

- | |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑦ 負傷や疾病の有無 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ 現在の居所</p> <p>⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑥、⑩に加えて）</p> <p>⑫ 死亡の日時、場所及び状況 ⑬ 遺体の安置場所</p> <p>⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</p> |
|--|

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、都との役割分担（以下参照）により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、その他施設の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【都との役割分担】

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応

- ・市…市管理の避難施設
市の施設（学校等）
市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、その他施設
- ・都…都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

(4) 安否情報システムの活用

市は、安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（安否情報システム）^(*)を活用する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報（以下参照）の収集、整理や都知事への報告等を適時・適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、安否情報システムの操作訓練等を行い、連絡体制の整備を行う。この他にも、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

【収集・報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害等の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害等の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住家被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

^(*) 国民保護法第32条第4項に規定する国民の保護に関する基本指針に基づき、国及び地方公共団体が開発したシステム。都道府県や国への安否情報の報告や、住民等への照会に回答するために使用する。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を行うなど育成に努める。

第5節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）^(*)を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、次のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

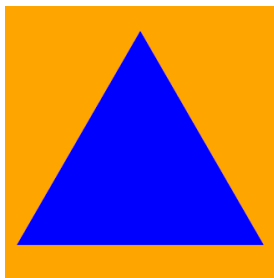
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記参照）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面	裏面
 （この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための空白） 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name: _____ 生年月日/Date of birth: _____ この証明書の所持者は、次の資料において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue: _____ 証明番号/No. of card: _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority: _____ 有効期限の満了日/Date of expiry: _____	身長の高き/height: _____ 目の色/Eyes: _____ 髪の色/Hair: _____ その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____ 写真/Photo: _____ 所持者の写真 PHOTO OF HOLDER 印鑑/Stamp: _____ 所持者の署名/Signature of holder: _____

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

2 交付要綱の作成

市は、国の「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、特殊標章等の具体的な交付要綱を作成する。

(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

3 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する各種教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国、都、警視庁、東京消防庁等の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民や地域の団体、事業者の自発的な参加・協力を得ながら国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、関係機関との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練の計画に当たっては、実際に人物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市保護本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市保護本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置の訓練の実施に当たっては、住民の避難誘導や救援等について、町会・自治会、自主防災組織の参加・協力^(*)を求めるとともに、特に高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加・協力^(*)を呼びかけて訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等に関する計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 市は、警視庁（警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。また、警視庁（警察署）が行うテロ対策訓練等に参加し、知識の習得・向上に努める。

^(*) 訓練への参加などの協力を要請された場合は、国民は必要な協力をするよう努めるものとされているが、協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

第2章 避難、救援、武力攻撃災害への対処に関する備え

市は、避難や救援、武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関し必要な事項について、次のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【市で集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図（※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 市内の道路網のリスト
（※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※ 備蓄物資の所在地、数量、市内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（※ 特に、地図や各種のデータ等は、市保護本部のモニターなどに表示できるよう努める）
- 町会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト（※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署の所在地等の一覧）

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への対応

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、関係部課を中心に、都が設置する要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合の受入れ等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関し、時間的な余裕がない場合などは、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

また、市の地域特性を活かし、大学や福祉施設については避難の在り方だけではなく、次の事項について協力が得られるよう、自然災害対策の取組みと並行して検討する。

- ・学生による避難誘導・救援等の援助
- ・避難所としての宿泊施設などの活用
- ・高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者専用の二次避難所としての福祉施設の活用

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制を確立するなど施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、関係機関（消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、山間部の交通事情、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び妊産婦等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、自らが行うべき救援の内容について、地域防災計画の役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素からの取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

市は、自らが運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する市内の運送に係る運送事業者の輸送力や輸送施設に関する以下の情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

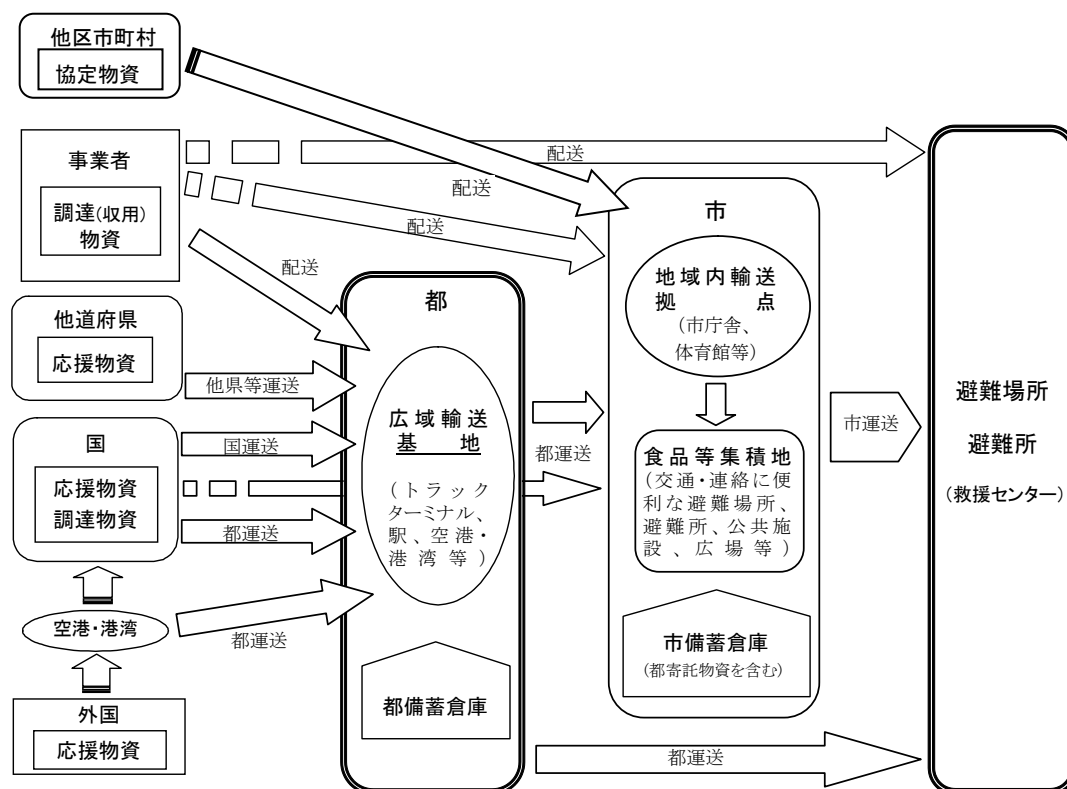
(2) 運送経路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する市内の運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、都からの緊急物資等の配送を受けるための拠点の設定、各避難所への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

《緊急物資等の配送の概要》



5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定^(*)に際して、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

また、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により都と共有するとともに、都と連携し、住民に対して避難施設の場所、連絡先等の迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

区 分	用 途	施 設（例示）
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・ 小、中、高等学校 ・ 公民館 ・ 体育館 ・ 劇場、ホール ・ コンベンション施設 ・ 地下鉄コンコース ※ ・ 地下街 ※ 等
二次避難所 （福祉避難所）	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・ 社会福祉施設 等
避 難 場 所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・ 都立公園 ・ 河川敷 等

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

^(*) 国民保護法では、避難施設の指定は都道府県知事が行うこととされている。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握及び連絡体制の整備

市は、市内に所在する生活関連等施設について、都を通じて把握するとともに、都や当該施設等との連絡体制を整備する。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒体制の整備

市は、自らが管理（指定管理者を指定する場合を含む。以下同様。）する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等に、都の措置に準じて警戒等の必要な措置を実施できる体制を整備する。この場合、生活関連等施設の対応も参考にしつつ、警察等との連携を図る。

第3章 物資・資材の備蓄、施設の整備

市は、国民保護措置の実施に必要な物資・資材の備蓄や施設の整備について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資・資材については、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資・資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資・資材については、国や都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、あらたに備蓄・調達するよう努める^(*)。

【国民保護措置のために特に必要な物資・資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 都及び他の区市町村等との連携

市は、物資・資材の備蓄について、都と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたる場合でも、必要な物資・資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間であらかじめ協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設・設備の整備等

(1) 施設等の整備・点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、自らが管理する施設・設備について、整備や点検を行う。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、自らが管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の保存体制の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の迅速・的確な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

^(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、難病患者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災に関する啓発とも連携し、消防団や自主防災組織の特性も活かしながら住民等への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入れなどの協力について、市内の事業者の理解を得るよう啓発に努める。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保や災害対応能力育成のため、市立学校において安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報^(*)、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民の理解と協力を得ながら周知を図る。市は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力して武力攻撃事態等における住民や事業者、学校等の施設管理者の適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。また、日本赤十字社や都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する啓発

市は、都等の関係機関と協力し、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

(*) 国民保護法第98条により義務付けられている。

